

# 一般競争見積公告（製造請負工事）

次のとおり一般競争見積に付します。

令和元年9月17日

東美濃農業協同組合  
代表理事組合長 足立



## 1. 競争見積に付する事項

- (1) 事業主体：東美濃農業協同組合
- (2) 補助事業名：令和元年度 元気な農業産地構造改革支援事業
- (3) 工事名：JAひがしみの阿木RC粗選機更新工事
- (4) 工事場所：岐阜県中津川市阿木308-2
- (5) 工事概要：粗選機(20t/h) 更新
- (6) 工期：着工：令和元年10月30日  
完成：令和2年2月21日  
引渡：令和2年2月28日
- (7) 工事請負契約締結：  
本事業は、施工管理を含め、施主代行を全国農業協同組合連合会(以下全農という)に委託して行なう。よって、全農所定の工事指図書(工事請負契約約款添付)、工事受注確認書により、全農と契約する。
- (8) 見積事項：工事請負金額

## 2. 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令165号(以下「予決令」という。))第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 経常利益が直近3年間連続赤字ではない者であること。
- (3) 申請書及び資料の提出期限の日から開札(競争見積における見積書の開封)の時までの期間に、本工事の行われる当該地域において行政ならびにその関係機関から工事請負契約に係る指名停止を受けていないこと(別紙「申立書」の提出を求めるものとする)。
- (4) 本工事の事業年度の前年度に会計検査院から不当事項として指摘された工事への関与がないこと、または関与があった場合でも本工事の施工に問題が無いと判断できた場合(別紙「申立書」の提出を求めるものとする)。
- (5) 破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産の申し立て、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更正手続開始の申し立て、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (6) 建設業法第3条第1項の規定により、本公告1項(5)に記載する工事に該当する建設業の許可を受けた者であること。
- (7) 建設業法第26条による技術者(主任技術者)を施工現場に専任で配置できる者であること。また、発注者から直接工事を請け負い、4,000万円以上(建設業法第3条1項の許可を受けようとする建設業が建築工事業である場合においては、6,000万円以上)を下請契約する場合は、主任技術者にかえて監理技術者を配置すること。
- (8) 直近年度の「経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書(経審)」において、当該工事の総合評定値(P)が649以上であること。
- (9) 岐阜県もしくは近県において、ライスセンターにおける機械設備設置の元請導入実

績が過去に3件以上あること。

- (10) 岐阜県もしくは近県に、アフター体制の整った拠点があり、緊急時に速やかなアフターサービスが行えること。

### 3. 競争見積手続等

#### (1) 担当窓口(施工管理)

名 称 : 全国農業協同組合連合会 岐阜県本部

住 所 : 岐阜県岐阜市宇佐南4丁目13番1号

電 話 : TEL 058-276-5365 / FAX 058-276-5373

施工管理担当者: 森田 好隆

補 助 者 :

所 属 : 生産資材施設部 施設設計課

#### (2) 競争見積説明書の交付期間、場所及び方法

ア. 期 間 : 令和元年9月17日 (火) ~ 令和元年10月3日 (木)  
(土・日・祝祭日を除く。9時から17時まで。)

イ. 場 所 : 全国農業協同組合連合会 岐阜県本部 生産資材施設部 施設設計課

ウ. 電 話 : 058-276-5365

#### (3) 競争参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び競争参加資格確認資料(以下「資料」という。)の提出期間、場所及び方法

ア. 期 間 : 令和元年9月17日 (火) ~ 令和元年10月4日 (金)  
(土・日・祝祭日を除く。9時から17時まで。)

イ. 場 所 : 全国農業協同組合連合会 岐阜県本部 生産資材施設部 施設設計課

ウ. 方 法 : 上記場所に持参する。

#### (4) 競争見積の日時及び場所ならびに見積書の提出方法(予定)

ア. 日 時 : 令和元年10月30日 (水) 14時00分

イ. 場 所 : JAひがしみの本店

ウ. 方 法 : 上記場所に持参する。

### 4. 競争見積の無効

本公告に示した競争見積参加資格のない者の行なった見積、申請書または資料に虚偽の記載をした者の見積、競争見積に関する条件に違反した見積は無効とする。

### 5. 落札者の決定方法

目標価額の制限の範囲内で最低の価額をもって有効な見積を行なった者を落札者とする。

### 6. 苦情の申立て

本手続きにおける競争見積参加資格の確認その他の手続きに関し、当事業主体に対し苦情申立てを行なうことができる。

### 7. その他

詳細は「競争見積説明書」による。

競争見積参加資格通知にかかわらず、見積業務に発生する費用は各社にて負担する。

以上